

2011年11月16日

カード会員 各位

株式会社エディオン

当社が発行する3つのカードの『サービス会員規約』の改訂のお報せ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当社が発行しております3つのカード(エディオンカード、エディオンIDカード、エディオンポイントカード)の各規約を下記の如く変更いたします。今回の改訂は、これまで運用にて対応してまいりました事項を明文化したものであり、カード会員様に直接的な不利益となる項目は含まれておりません。従いまして、今回の改訂により会員様のお取り扱いに関し大きく変更となるものではありません。

謹白

記

1 『3つのカード』は、それぞれ機能が異なり、それぞれに対応した規約が存在することを明示いたしました。

①エディオンカード: クレジット会社と提携し発行しているカードです。

クレジット機能、長期修理保証およびポイント特典があります。

②エディオンIDカード: 長期修理保証およびポイント特典があります。

③エディオンポイントカード: ポイント特典があります。

2 今回の規約改訂の主な内容

(1)これまで一部の店舗でのみ募集をしておりました『3つのカード』を全店で取り扱うため3つのカードの規約間の表現を統一化、よりご理解いただけるようにいたしました。

(2)お客様から問い合わせの多かった事項や表現が明確でない事項について、より平易な表現を用いることで正しくご理解をいただけるようにいたしました。

(3)社会的要請に対応する内容を反映、上場企業としてのコンプライアンス重視の姿勢を示し、会員の皆様により安心してご利用いただける内容といたしました。

～規約に記してあることが将来的に変更される可能性がある場合は、その可能性があることを記すとともに変更の際の告知方法をあらかじめ規定しております。(ホームページまたは店頭でお報せいたします。)

～カードを紛失された場合の届出先と届出後のポイントを保全することを明記いたしました。ただし、不正がないことが大前提となりますことを申し添えておきます。

～その他、会員の皆様がお困りになったときの基本的な対応を示しており、詳細はホームページのQ&A等で補ってまいります。

(4)ポイントカードに有効期限を設けました。

～2012年4月1日を起算日として3年間ご利用がない場合、ポイントカードは失効いたします。再度ご利用いただくには店頭で所定のお手続きが必要になります。お手続きの詳細につきましては、改めて当社からお報せいたします。

3 規約改定日

- ・エディオンカード：2011年11月30日
- ・エディオンIDカード：2011年11月30日
- ・エディオンポイントカード：2011年11月16日

各規約の全文は当社ホームページで規約改定日以降にご確認いただけます。

<http://www.edion.co.jp/>

以上

■本件に関するお問い合わせ先：

株式会社エディオン 代表電話 カード推進部 06-6440-8711

受付時間：9:30～18:30（土日祝日除く）